境港市共同募金委員会助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、境港市共同募金委員会（以下「本会」という。）が共同募金の財源をもとに、ボランティア団体や福祉団体等を支援するため、本会が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

（助成対象）

第２条　助成の対象とするのは、境港市内に活動の拠点を置き、境港市内で地域活動や福祉活動を行う社会福祉法人や、特定非営利活動法人等の地域団体及び福祉施設・団体やボランティア団体で、次の事項に合致する団体とする。

（１）共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進できること。

（２）法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。

（３）その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。

（４）活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。

（５）活動計画、予算、決算等が整備されていること。

（助成対象事業）

第３条　助成の対象となる事業は、社会福祉法に規定する事業及び更生保護事業法に規定する事業並びにその他の社会福祉を目的とする事業で、本会が必要又は効果が高いと認める事業とする。

２　助成の対象となる事業は、申請した翌年度に実施する事業とする。ただし、歳末たすけあい事業にあっては、申請した年度に実施する事業とする。

（助成対象の欠格要件）

第４条　次の事業は、助成の対象としない。

（１）構成員の互助共済のみを目的とするもの。

（２）営利活動や、政治、宗教、組合等の運動として行うもの。

（３）国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの。

（４）借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。

（５）経営の基盤、管理が不十分で地域住民から信頼されていない者が行うもの。

（６）当年度において助成金と重複する寄付金の公募を実施、又はしようとするもの。

（７）他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
（８）助成による効果が期待できないもの。
（９）介護保険事業または障がい者総合支援事業として行われるもの。
（10）境港市暴力団排除条例（平成２３年境港市条例第１４号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行う団体若しくはこれらと密接な関係を有する団体が行うもの。
（11）その他、本会において適当と認められないもの。

（助成の種類）

第５条　この事業の対象となる助成の種類は次のとおりとし、詳細（助成基準）については別に定める。

（１）地域福祉活動事業助成

Ａ　地区住民組織等

市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉活動事業に対する助成。

Ｂ　福祉団体

市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業に対する助成。

（２）ＮＰＯ・ボランティア団体福祉活動助成

ＮＰＯ・ボランティア団体が行う、地域福祉の推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業に対する助成。

（３）民間社会福祉施設助成

市内のみに事業所を有する社会福祉法に規定する第１種・第２種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体が、施設機能の充実強化や利用者の処遇向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対する助成。

（４）社会福祉協議会事業助成

境港市社会福祉協議会が地域福祉活動計画等に基づいて実施する、地域福祉活動事業、及び地区社会福祉協議会に対する助成。

（５）地域歳末たすけあい事業助成

歳末たすけあい運動の趣旨に基づく事業。年末年始に取り組む地域福祉推進のための事業で、年度内に完了する事業に対する助成。

（対象経費）

第６条　助成において対象となる経費については、事業を実施するにあたり直接必要なものだけを対象とする。

（助成申請）

第７条　共同募金の助成を受けようとするものは、定められた期間内に、別に定める助成申請書に必要な書類を添付し、提出するものとする。

（助成の決定）

第８条　助成申請者への助成の決定は、翌年度、鳥取県共同募金会から本会へ地域助成額の決定後、審査委員会で審査し「助成決定通知書」により、通知するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第９条　助成申請者は、助成申請書提出後、やむを得ない事情により、事業の内容又は経費の変更が生じた場合は、別に定める変更申請書によりすみやかに変更の手続きを行わなければならない。

２　助成申請者は、助成決定後、やむを得ない事情により、事業の内容又は事業費（総事業費の２０パーセント以上）の変更、及び助成額の変更が生じた場合は、すみやかに、別に定める変更申請書を本会を経由して鳥取県共同募金会に提出し、承認を得なければならない。

（助成金の交付）

第１０条　助成金は、助成決定後、助成申請者の請求により交付することとする。ただし、施設整備にかかる事業（備品等の器材）については事業完了後に交付する。

２　助成申請者は、第１項による助成金を受けようとする時は、別に定める助成金請求書に助成決定通知書の写しを添え、本会に提出しなければならない。

３　本会は、前項による助成金請求書を受理した場合は、その内容を確認のうえ助成金を交付する。

（事業完了報告）

第１１条　助成申請者は、助成事業完了後直ちに別に定める報告書に領収書を添付し、本会へ提出しなければならない。

２　本会は、必要があると認める場合は、助成事業に係る諸帳簿その他物件について、調査を行う事ができるものとする。

（助成事業の監査）

第１２条　本会は、助成申請者及び助成申請事業に対して、助成の使途に関係する範囲で、監査を行うことができる。

２　助成申請者は、本会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿を呈示し、監査を拒むことはできない。

（助成決定の取り消し及び助成金の返還）

第１３条　助成申請者が次に該当する場合は、助成決定を取り消し、あるいは助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）経営状況、経理状況がきわめて不良と認めた場合。

（２）助成決定後、事業の一部又は全部を実施しなかった場合。

（３）事業を実施する見込みがないもの。

（４）事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄についてその努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。

（５）本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。

（６）その他、本会が不適当と認めた場合。

（助成物件の管理、明示と広報）

第１４条　助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後、５年間とする。

２　助成申請者は、助成物件に共同募金の助成金によってなされたものであることを表示するとともに、住民等に対して助成金の助成及び助成事業について広報に努めなければならない。

（関係書類の整備）

第１５条　助成申請者は、助成事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該助成事業が完了の日の属する年度の終了後、５年間保存しておかなければならない。

（個人情報の保護）

第１６条　本会は個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報を適正に取扱う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年　６月２７日から施行する。

境港市共同募金委員会助成基準

<table>
<tr><td rowspan="6">一般募金</td><td colspan="2">１．地域福祉活動事業助成</td></tr>
<tr><td>Ａ地域福祉活動事業助成</td><td>市内の地区住民組織･団体等が取り組む地域福祉推進のための事業。
必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で、１０万円を上限とする。
（1団体、１事業に限る。）</td></tr>
<tr><td>Ｂ福祉団体事業助成</td><td>市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業。
必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で、１０万円を上限とする。
（1団体、１事業に限る。）</td></tr>
<tr><td>２．ＮＰＯ・ボランティア団体助成</td><td>福祉を目的とする事業の分野において活動する非営利団体等が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業
必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で、１０万円を上限とする。
（1団体、１事業に限る。）</td></tr>
<tr><td>３．民間社会福祉施設助成</td><td>市内の施設が行う施設、設備、備品等のための事業。必要と認める事業費（対象経費）の３／４以内で、３０万円以内を上限とする。
（1法人、１事業に限る。）</td></tr>
<tr><td>４．社会福祉協議会事業助成</td><td>境港市社会福祉協議会が地域福祉活動計画等に基づいて実施する地域福祉事業（敬老会、夢みなと子どもまつり等）。
地区社会福祉協議会に対する助成。</td></tr>
<tr><td>歳末募金</td><td>５．地域歳末たすけあい事業助成</td><td>歳末たすけあい運動の趣旨に基づく事業。
年末年始に取り組む地域福祉推進のための事業で、年度内に完了する事業に助成を行うこととし、５万円を上限とする。
（1団体、１事業に限る。）</td></tr>
</table>

施行日　平成２７年６月１日

１．地域福祉活動事業助成基準

A　地域福祉活動事業助成

（１）目的

市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉推進のための事業を支援する。

（２）助成対象事業

①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
②住民に対し直接サービスを提供する事業。
③小地域福祉活動等を推進する事業。
④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
⑦ボランティア活動の推進事業。
⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
⑨区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
⑩その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（３）助成の対象としない事業、経費

①行政からの受託事業。
②営利を目的とする事業。
③施設整備、機器等の維持管理経費。
④事業に直接関係しない事務経費。
⑤交流会等の飲食経費、人件費。
⑥その他本会が不適当と認める経費。

（４）助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科　目	説　明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

（５）助成基準額

１団体、１事業に限り、必要と認める事業費の３／４以内で１０万円を上限とする。ただし、千円未満は切り下げるものとする。

B　福祉団体事業助成

（1）目的

境港市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業を支援する。

（2）助成対象事業

①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
②住民に対し直接サービスを提供する事業。
③小地域福祉活動を推進する事業。
④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
⑦ボランティア活動の推進事業。
⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
⑨その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（3）助成の対象としない事業、経費

①行政からの受託事業。
②営利を目的とする事業。
③交流会等の飲食経費、人件費。
④事業に直接関係しない事務経費。
⑤その他本会が不適当と認める経費。
⑥交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他、この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。
⑦介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費。
⑧領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費。

（4）助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科　目	説　明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

（5）助成基準額

１団体、１事業に限り、必要と認める事業費の３／４以内で１０万円を上限とする。

ただし、千円未満は切り下げるものとする。

２．ＮＰＯ・ボランティア団体福祉活動助成基準

（1）目的

社会福祉及び地域福祉の推進の重要な担い手となるＮＰＯ・ボランティア団体が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業を支援する。

（2）助成対象要件

境港市内を活動の範囲として、福祉を目的とする事業（保健、医療、教育、まちづくり、環境などで社会福祉に関する活動を含む）の分野において活動中又は活動しようとする非営利の団体で次の要件を満たすものとする。

①特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。

②代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。

③規約及び構成員名簿を整備していること。

④適正な経理事務が行われていること。

⑤助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

（3）助成対象事業

実施によって大きな効果が期待できると認められる、年度末までに完了する次の事業を対象とする。

①対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業。

②その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（4）助成の対象としない事業

①団体の構成員のみを対象として実施する事業。

②行政からの受託事業。

③営利を目的とする事業。

（５）助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科　目	説　明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

（６）助成対象としない経費

①交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他、この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。

②介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費。

③領収書をとることができない経費、及び他の事業と共有の経費。

（７）助成基準額

１団体、１事業に限り、必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で１０万円を上限とする。ただし、千円未満は切り下げるものとする。

３．民間社会福祉施設助成基準

（１）目的

市内のみに事業所を有する社会福祉法に規定する第１種・第２種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う団体・施設が、施設機能の充実強化や利用者の処遇改善の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

（２）助成対象要件

社会福祉法人及びこれに準ずる団体が経営し、第１種・第２種社会福祉事業並びに更生保護事業を行う団体・施設で、次の要件を満たすものとする。

①自己努力してもなお事業実施のための財源の確保が困難であること。
②助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

（３）助成対象の欠格要件

①本会から資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの。
②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
③経理状況が極めて不良と認めるもの。

（４）助成対象事業

次に掲げる条件を満たす施設整備事業を助成対象とする。

①適正な整備計画等に基づいたものであること。
②特別な事情がある場合を除き、年度末までに完了する単年度事業であること。
③行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けていない事業であること。
④その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（５）助成対象としない経費

①土地及び建物の購入経費。
②借入金の償還。
③消耗品の購入経費。
④事務経費。
⑤領収書をとることができない経費、及び他の事業と共有の経費。
⑥その他、本会会長が不適当と認める事業。

（６）助成基準額

必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で３０万円を上限とする。（１法人、１事業に限る。）ただし、千円未満は切り下げる。

４．社会福祉協議会事業助成基準

（１）目的

境港市社会福祉協議会が地域福祉活動計画に基づいて取り組む地域福祉推進のための事業、及び地区社会福祉協議会を支援する。

（２）助成対象事業

①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
②住民に対し直接サービスを提供する事業。
③小地域福祉活動を推進する事業。
④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
⑦ボランティア活動の推進事業。
⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
⑨区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
⑩その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（３）助成の対象としない事業

①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
②公的資金や他の補助金により行われている事業。
③行政からの受託事業。
④営利を目的とする事業。

（４）助成の対象としない経費

①施設整備、機器等の維持管理経費。
②事業に直接関係しない事務経費。
③その他本会が不適当と認める経費。

（５）助成基準額

境港市社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び助成事業計画に基づいて適当と認める助成額。

5．地域歳末たすけあい事業助成基準

（1）目的

歳末たすけあい運動の趣旨に基づく事業で、年度内に完了する事業。

（2）助成対象事業

①地域住民の参加による在宅福祉活動事業。

②地域で福祉ニーズのある方（世帯）への支援事業。

③その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（3）助成の対象としない事業

①団体の構成員のみを対象として実施する事業。

②公的資金ないし他の補助金により行われている事業。

③行政からの受託事業。

④営利を目的とする事業。

（4）助成の対象としない経費

①施設設備、機器等の維持管理経費

②事業に直接関係しない事務経費。

③交流会等の飲食経費、人件費。

④その他、本会が不適当と認める経費。

（5）助成基準額

境港市社会福祉協議会や地域団体が年末年始に取り組む、地域福祉推進のための事業に助成を行うこととする。

１団体、１事業に限り、５万円を上限とする。ただし、千円未満は切り下げるものとする。